令和８年　第４回国東市議会定例会　提出議案

報告 第 16 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	Ｐ　１
議案 第 71 号	令和８年度国東市一般会計補正予算（第３号）	Ｐ　３
議案 第 72 号	令和８年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第２号）	Ｐ　４
議案 第 73 号	令和８年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第２号）	Ｐ　５
議案 第 74 号	国東市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	Ｐ　６
議案 第 75 号	国東市マリンピアむさし条例の一部改正について	Ｐ　７
議案 第 76 号	国東市火災予防条例の一部改正について	Ｐ１０
議案 第 77 号	指定管理者の指定について（対象施設：国東市ケーブルテレビ施設）	Ｐ１１
議案 第 78 号	指定管理者の指定について（対象施設：鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設）	Ｐ１２

報告　　１件
議案　　８件
計　　９件

報告第16号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年11月27日提出

国東市長　松　井　督　治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和8年10月21日

国東市長　松　井　督　治

記

1　事故の内容

令和8年8月7日午前9時55分頃､市職員の運転する公用車が国東市国東町小原の国道213号に路外から右折で進入したところ、国道走行中の相手車両と接触し、相手車両の右前方部及びサイドミラーを破損させた。

2　損害賠償の額　　251,920円

3　和解の内容

（1）国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 9 割の金額から、相手方の負担額を相殺した、251,920円を支払う。

（2）相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。
ただし、本件事故を原因とした治療費等については、別途協議する。

議案第71号

令和8年度国東市一般会計補正予算(第3号)

令和8年度国東市一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定める。

令和8年11月27日提出

国東市長　松　井　督　治

議案第 72 号

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

議案第 73 号

令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 2 号）

令和８年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第２号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

議案第 74 号

国東市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

国東市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

国東市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

国東市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 18 年国東市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項の規定により」の次に「同規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号の」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由　地方自治法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第75号

国東市マリンピアむさし条例の一部改正について

国東市マリンピアむさし条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年11月27日提出

国東市長　松　井　督　治

国東市マリンピアむさし条例の一部を改正する条例

国東市マリンピアむさし条例（平成18年国東市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条、第9条、第13条関係)

マリンピアむさし年間契約者艇置保管料

艇長 （フィート）	艇置保管料 海上係留艇
17ft以内	215,050円
18ft	227,700円
19ft	240,350円
20ft	253,000円
21ft	265,650円
22ft	278,300円
23ft	290,950円
24ft	303,600円
25ft	316,250円
26ft	328,900円
27ft	341,550円
28ft	354,200円
29ft	366,850円
30ft	379,500円
31ft	392,150円
32ft	404,800円
33ft	417,450円

34ft	430,100 円
35ft	442,750 円
36ft	455,400 円
37ft	468,050 円
38ft	480,700 円
39ft	493,350 円
40ft	506,000 円
41ft 以上	規則で定める。

備考

上記以外の特殊艇は、規則で定める。

別表第 2(第 8 条、第 13 条関係)

マリンピアむさし年間契約者以外の艇置保管料

艇長 (フィート)	艇置保管料	
	(1 日当たり)	(1 箇月当たり)
25ft 以内	3,160 円	39,530 円
26ft	3,280 円	41,110 円
27ft	3,410 円	42,690 円
28ft	3,540 円	44,270 円
29ft	3,660 円	45,850 円
30ft	3,790 円	47,430 円
31ft	3,920 円	49,010 円
32ft	4,040 円	50,600 円
33ft	4,170 円	52,180 円
34ft	4,300 円	53,760 円
35ft	4,420 円	55,340 円
36ft	4,550 円	56,920 円
37ft	4,680 円	58,500 円
38ft	4,800 円	60,080 円
39ft	4,930 円	61,660 円
40ft	5,060 円	63,250 円
41ft	5,180 円	64,830 円
42ft	5,310 円	66,410 円
43ft	5,430 円	67,990 円
44ft	5,560 円	69,570 円
45ft	5,690 円	71,150 円
46ft 以上	規則で定める。	

備考

1　上記以外の特殊艇は、規則で定める。

2　1箇月を超えた場合の艇置保管料の契約方法については、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の使用料の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由　社会経済状況の変化等に伴う受益者負担の適正化を目的とした使用料改定のため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 76 号

国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 20 条に次の 1 項を加える。

3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由　調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について新たに規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 77 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市ケーブルテレビ施設)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
   国東市ケーブルテレビ施設

2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
   東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号
   ＪＣＯＭマーケティング株式会社
   代表取締役社長 櫻井 俊一

3. 指定管理者に指定する期間
   令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

提案理由　国東市ケーブルテレビ施設の指定管理者として、「ＪＣＯＭマーケティング株式会社」を指定したいので提出する。

議案第 78 号

指定管理者の指定について(対象施設：鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 11 月 27 日提出

国東市長　松　井　督　治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
   鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設

2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
   大分県大分市末広町 2 丁目 3 番 22 号オーシー第 2 ビル 2Ｆ
   株式会社ＯＣＡＤ
   代表取締役社長　阿部　智徳

3. 指定管理者に指定する期間
   令和 9 年 1 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由　鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設の指定管理者として、「株式会社ＯＣＡＤ」を指定したいので提出する。